平成２５年（フ）第１８３９号
名古屋市千種区千種３丁目18番４号　三浦奈美方、従前の住所名古屋市東区出来町２丁目８番８号　ザ・シーン徳川園2004号
破産者　水永　哲夫
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６００号
名古屋市南区若草町８番地の２
破産者　鈴木　忠賢
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４８号
岐阜県恵那市大井町2236番地212、従前の住所愛知県春日井市町屋町3982―９
破産者　渡辺　　聡
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５５号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目６番１―304号
破産者　吉武　　巌
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
神戸市垂水区つつじが丘６丁目10番地の９、従前の住所地神戸市須磨区白川字平丁405番地
破産者　松野　敏弘
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６３号
岡山県倉敷市北畝６丁目16番34―２号、住民票上の住所岡山県岡山市中区門田屋敷１丁目８番25号　パークヒルズ門田屋敷1301
破産者　八木　　洋
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８８４号
広島市南区宇品東２丁目２番４号
破産者　藥師寺英人
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１号
大分県別府市大字浜脇265番地の２
破産者　園田　　剛
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４号
鹿児島県いちき串木野市東島平町571番地
破産者　松下　芳正
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５７号
鹿児島県鹿児島市大竜町７番14号　トリプレ藤武202号
破産者　古賀　浩一
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５８号
鹿児島県鹿児島市大竜町７番14号　トリプレ藤武202号
破産者　古賀まゆみ
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７９号
鹿児島県鹿児島市坂元町58番16号
破産者　原口　康祐
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
北海道帯広市東15条南４丁目１番地64
破産者　佐々木勝夫
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
北海道上川郡新得町屈足幸町１丁目42番地
破産者　土田　元市
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
北海道上川郡新得町屈足柏町１丁目100番地
破産者　土田　勝利
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
青森県上北郡野辺地町字白岩向３番地１　千葉アパートＥ―２
破産者　附田　絹子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
宮城県名取市杜せきのした５丁目19番地の11
破産者　岩渕とし子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
山形県新庄市五日町1290番地の30　ニューコーポタカハシ201、前住所山形県新庄市上金沢町10番13号　月野アパート２号
破産者　渡部　政信
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第８６号
山形県米沢市大字笹野4600番地の17
破産者　伊藤　治樹
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部